

南海地震条例づくり 項目別検討表

NO. 20

場所		生活を再建する、産業・都市を再生する / 応急・復旧段階 / H-3-1 「被災者の生活再建」
日時		

時間軸	主体					
	自助(県民・事業所など)		共助(自主防災組織・ボランティアなど)		公助(県・関係団体など)	
	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか
備えの段階	県民	○保険等の検討 ○地震・津波による影響の予測(risk study)	県民同士 土木工学ボラン ティア	○同業者、近隣協力の検討 ○他地域、他都道府県との協力の可能性、援助シス テム ○応急・復旧支援勉強会	県・市町村 県	○協力体制作りの推進 ○土木工学専門家の応急・復旧に関する教育(危険度、復旧工法等)
地震発生時						
応急・復旧段階	県民	●生活手段の回復(D-2-1) ●市内のマンションビルは、誰が復旧の責任を負うか など難しい問題が出てくる(D-3-1) ●ガレキの撤去(私有財)への協力(C-2-1,C-2-2) ○農地、漁業施設等の協力回復	自主防災組織等 土木工学ボラン ティア、建築ボラ ンティア	●行政の行う応急・復旧に協力する(B-2-1) ●応急・復旧に関する被災住民の意見・要望等を把 握し、行政に連絡する(A-3-1) ○弁護士、税理士、司法書士等の相談窓口の設置 ○応急・復旧の技術支援	国 県・市町村 市町村 県	●住宅への経済的支援(A-3-1) ●産業廃棄物対策(B-2-1) ●生活手段の回復援助(D-2-1) ○税、医療費等の負担の減免等 ○災害復興基金の設置、運営管理 ○応急・復旧支援(特に技術的) ○被災者への罹災証明書の交付 ○被災者生活再建支援金の支給
復興段階	県民	●生活手段の回復(D-2-1)	土木工学ボラン ティア、建築ボラ ンティア	○復興の技術支援	県・市町村	●恒久的住宅の確保・あっせん(D-2-1) ●生活手段の回復援助(D-2-1)